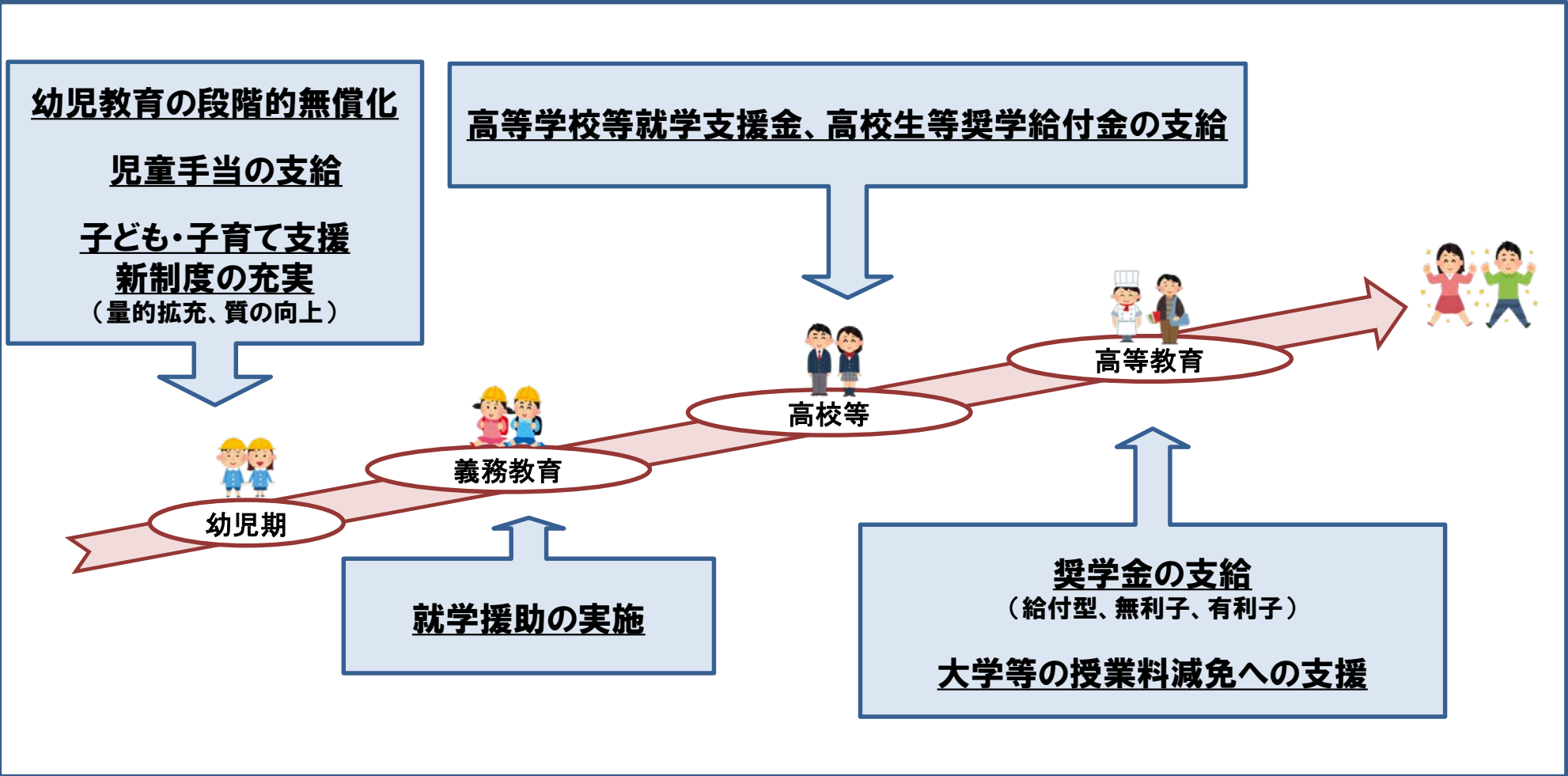


現在の教育費の負担軽減の取組



幼児教育の段階的無償化

内閣府資料をもとに
調整課作成

○平成26年度以降、低所得者世帯、多子世帯、ひとり親世帯等を中心に、保育料の負担軽減を段階的に推進

[平成26年度～平成29年度の措置額：合計952億円(国費：314億円、地方費：638億円)]

[現状]

○低所得者世帯、多子世帯

私立幼稚園 (負担割合：国1/3、地方2/3)					私立保育所 (負担割合：国1/2、地方1/2)				
階層区分		保護者負担 (月額/円)			階層区分		保護者負担 (月額/円)		
		第1子	第2子	第3子以降			第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯	0	0	0	I	生活保護世帯	0	0	0
II	市町村民税 非課税世帯 (～約270万円)	3,000	0	0	II	市町村民税 非課税世帯	6,000	0	0
III	77,100円以下 (～約360万円)	14,100	7,100	0	III	48,600円未満	16,500	8,250	0
IV	211,200円以下 (～約680万円)	20,500	10,300	0	IV	97,000円未満	27,000	13,500	0
					V	169,000円未満	41,500	20,750	0
V	211,201円以上 (約680万円～)	25,700	12,900	0	VI	301,000円未満	58,000	29,000	0
					VII	397,000円未満	77,000	38,500	0
					VIII	397,000円以上	101,000	50,500	0

○ひとり親世帯等 ※ 上記よりも負担を軽減

II	市町村民税 非課税世帯 (～約270万円)	0	0	0	II	市町村民税 非課税世帯	0	0	0
III	77,100円以下 (～約360万円)	3,000	0	0	III	48,600円未満	6,000	0	0
					IV	77,100円未満	6,000	0	0

児童手当制度

内閣府資料を一部加工

支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)		受給者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は 施設の設置者等				
所得制限	○年収960万円未満 ※夫婦・児童2人の場合 (所得制限以上の場合でも、当分の間、特例給付あり)							
手当月額	○0～3歳未満：一律15,000円 ○3歳～小学校修了：第1子・第2子 10,000円 (第3子以降 15,000円) ○中学生：一律10,000円 〈当分の間の特例給付〉 ○所得制限以上：一律 5,000円		実施主体	○市区町村 (法定受託事務) ※公務員は所属庁				
			支払期月	○毎年2月、6月、10月 (各前月までの分を支払)				
費用負担	0歳～3歳未満	特例給付 (所得制限以上)	被用者		非被用者		公務員	
			国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3		
		児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
			3歳～ 中学校修了前		特例給付 (所得制限以上)		国 2/3	
児童手当		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10		
財源内訳 (29年度予算)	〔給付総額〕 2兆1,985億円 (2兆2,216億円) ※ () 内は28年度予算額		(内訳) 国負担分 : 1兆2,175億円 (1兆2,320億円) 地方負担分 : 6,087億円 (6,160億円) 事業主負担分 : 1,832億円 (1,835億円) 公務員分 : 1,891億円 (1,902億円)					

就学援助

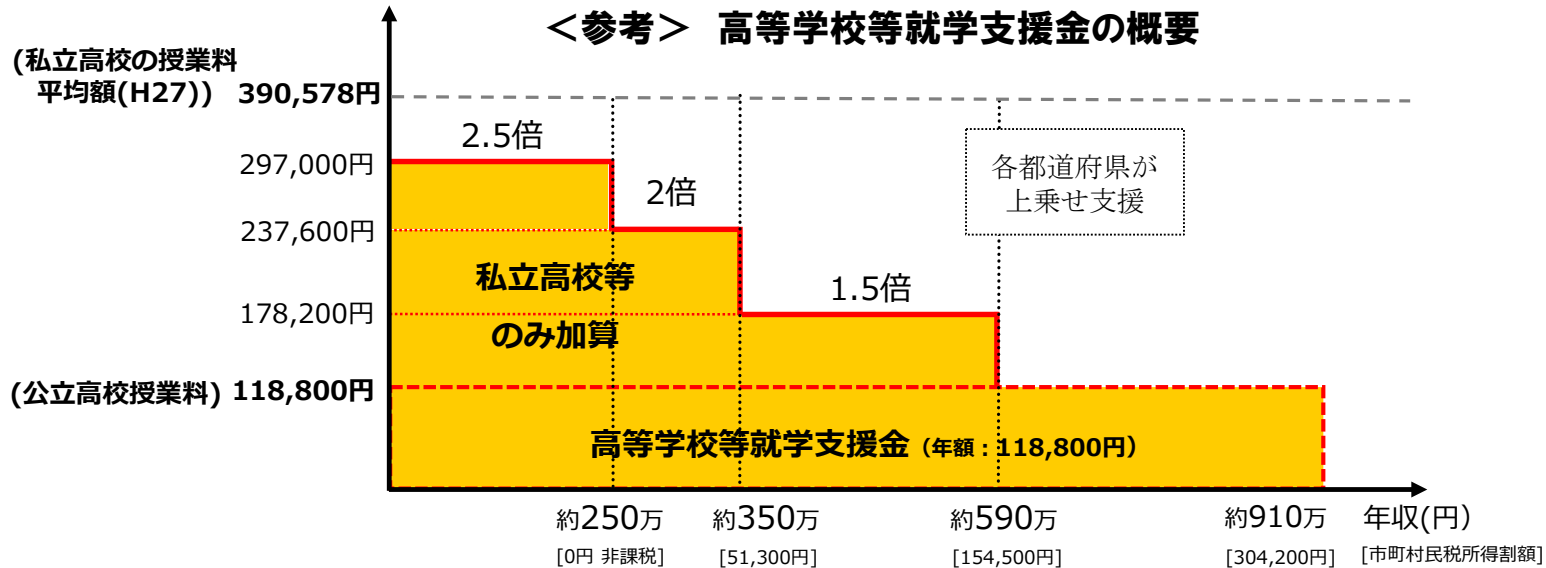
○市町村が、経済的理由により義務教育諸学校への就学が困難な者に対し、学用品費や通学費等を援助

制度	概要
要保護者	<p>【国予算額(H29)】 7億円(補助率1/2) ※<u>地方負担(7億円)</u>について普通交付税措置</p> <p>【対象者】 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者</p> <p>※対象児童生徒 約14万人(全体の約1.4%)(H27)</p> <p>【補助対象】 学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費</p>
準要保護者	<p>【地財計上額(H29)】 525億円 ※H17に一般財源化</p> <p>【対象者】 市町村教育委員会が、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(認定基準は各市町村が規定)</p> <p>※対象児童生徒 約133万人(全体の約13.8%)(H27)</p>

高等学校等の授業料等の負担軽減

文科省資料をもとに
調整課作成

制度	概要
高等学校等就学支援金	<p>○高等学校等の授業料負担に対し支給</p> <p>【国予算額(H29)】 3,624億円(全額国費)</p> <p>【対象】 年収約910万円未満の世帯の国公私立の高等学校等の生徒</p> <p>【支給額(年)】 118,800円を基礎額として、私立高等学校の生徒には世帯収入に応じて最大297,000円まで支給</p>
高校生等奨学給付金	<p>○授業料以外の教育費(教科書費・教材費・学用品費等)の負担軽減のために支給</p> <p>【国予算額(H29)】 136億円(補助率1/3) ※地方負担(272億円)について普通交付税措置</p> <p>【対象】 年収約250万円未満の世帯(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯)の国公私立の高等学校等の生徒</p> <p>【支給額(年)】 世帯収入や子どもの数等に応じ、32,300円～138,000円を支給</p>



大学等の授業料等の負担軽減

文科省資料をもとに
調整課作成

制度		概要
奨学金	給付型 (H29年度新設)	<p>【国予算額(H29)】 70億円(全額国費)〔基金を創設〕 ※うちH29年度先行実施分:15億円</p> <p>【対象】 住民税非課税世帯で、一定の学力・資質要件を満たす学生を高校等が推薦</p> <p>【給付額】 [国公立・自宅] 月2万円 [国公立・自宅外／私立・自宅] 月3万円 [私立・自宅外] 月4万円</p> <p>【給付規模】 2万人(1学年当たり) ※H29年度先行実施分:約2,800人</p>
	無利子	<p>【事業費(H29)】 3,502億円(政府貸付金等)</p> <p>【貸与基準】 一定年収以下の世帯の学生で、高校評定平均値が3.5以上 住民税非課税世帯の学生は成績基準を撤廃(H29年度～)</p> <p>【貸与額】 [国公立・自宅] 月3万円又は4.5万円 [私立・自宅]月3万円又は5.4万円 等</p> <p>【貸与人員】 51.9万人</p>
	有利子	<p>【事業費(H29)】 7,238億円(財政融資資金等)</p> <p>【貸与基準】 平均以上の成績、学修意欲がある 等</p> <p>【貸与額】 [大学] 月3万円、5万円、8万円、10万円又は12万円 等</p> <p>【返還利率】 [利率固定] 0.23% [利率見直し] 0.01% ※H29年6月貸与修了者の場合</p> <p>【貸与人員】 81.5万人</p>
授業料の減免		<p>【国予算額(H29)】 434億円(全額国費)</p> <p>【概要】 経済的理由で授業料納付が困難あるいは、学業成績が優秀な者等に対して大学等が行う授業料の減免への支援</p> <p>【対象者】 国立大学:約6.1万人 私立大学:約5.8万人</p>

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

① 人材投資の抜本強化

その第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。

② 教育の質の向上等

教育へのアクセス向上のため、幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進めるとともに、高等教育について、進学を確実に後押しする観点から、新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策を財源を確保しながら進める。

(3) 少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

（自）2020年以降の経済財政構想小委員会「提言」（平成29年3月）〔抜粋〕

（委員長：橘慶一郎議員、委員長代行：小泉進次郎議員、事務局長：村井英樹議員）

3. こども保険の創設と世代間公平のための新たなフレームワーク

今後は、社会保障給付における世代間公平を実現する観点から、「こども保険」の導入を活かし、社会保険料を横断的に議論する新たなフレームワークを設定し、医療介護の給付改革とこどものための財源確保を同時に進める。

「こども保険」は、当面、保険料率0.2%（事業主0.1%、勤労者0.1%）とする。保険料は、事業者と勤労者から、厚生年金保険料に付加して徴収する。自営業者等の国民年金加入者には月160円の負担を求める。財源規模は約3,400億円となる。

これを、例えば、幼児教育・保育の実質無償化への第一歩として、未就学児の児童手当の拡充に活用する。小学校就学前の児童全員（約600万人）に、現行の児童手当に加え、こども保険給付金として、月5千円（年間で6万円）を上乗せ支給する。バウチャーも考えられる。これにより、就学前の幼児教育・保育の負担を軽減する。

その他の用途例として、「待機児童解消加速化プラン」の実現に必要な保育所の整備等に活用することも考えられる。この場合、子育て支援については、消費税増税により0.7兆円を確保しているため、子育て支援に必要な1兆円の安定財源を確保することができる。

医療介護改革を進めれば、こども保険をさらに拡大できる。こども保険の保険料率1%（事業主0.5%、勤労者0.5%）まで引き上げ、自営業者等の国民年金加入者には月830円の負担を求めれば、財源規模は約1.7兆円となる。

これにより、例えば、未就学児の児童手当を抜本拡充する。小学校就学前の児童全員（約600万人）に、こども保険給付金として、月2.5万円（年間で30万円）を上乗せ支給する。

現在、保育園や幼稚園の平均保育料は1～3万円程度だ。児童手当と合わせると、月2.5万円の上乗せ支給により、就学前の幼児教育・保育を実質的に無償化することが出来る。

なお、一部には、教育無償化の財源として、教育国債の発行を求める声がある。もちろん、平等な教育機会の確保は非常に重要だが、新たな国債の目的や名称がどうであれ、今以上の国債発行が将来世代への負担の先送りに過ぎないことは明白である。

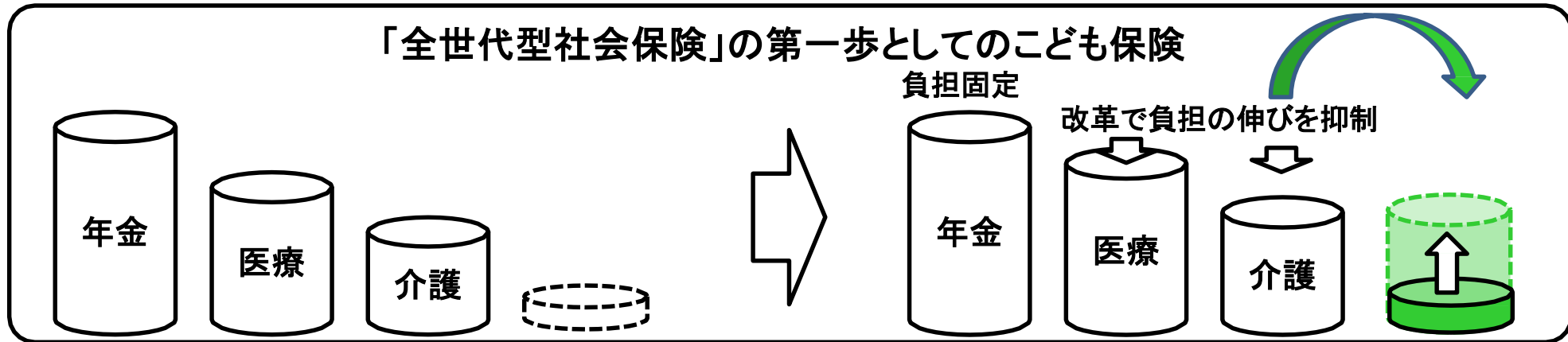
こども保険の導入 ～世代間公平のための新たなフレームワークの構築～

自民党「2020年以降の経
済財政構想小委員会」
資料(平成29年3月)抜粋

1. 目的

- (1) 年金、医療、介護には社会保険があるが、喫緊の課題である子育てに社会保険がない
→ 「全世代型社会保険」の第一歩として、子どもが必要な保育・教育等を受けられないリスクを社会全体で支える「こども保険」を創設
- (2) 世代間公平実現のために、社会保険料を横断的に議論する新たなフレームワークを設定
→ 医療・介護の給付改革とこども保険のための財源確保を同時に進める
→ 真の「全世代型社会保障」を実現していく

「全世代型社会保険」の第一歩としてのこども保険



2. 仕組み

- (1) まず、保険料率0.1%で創設(約3,400億円)。こども保険給付金を創設。例えば、小学校入学前の子ども(約600万人)の児童手当を月5千円上乗せし、幼児教育・保育の負担を軽減。
- (2) 医療介護の給付改革を徹底的に進めつつ、保険料率0.5%に拡大(約1.7兆円)。例えば、小学校入学前の子ども(約600万人)の児童手当を月2.5万円上乗せし、幼児教育・保育を実質無償化。13

こども保険の制度設計案

自民党「2020年以降の経済財政構想小委員会」
資料(平成29年3月)抜粋

	保険料率0.1%案	保険料率0.5%案	保険料率1.0%案
保険料率	勤労者0.1% 事業者0.1% ※国民年金加入者は月160円程度	勤労者0.5% 事業者0.5% ※国民年金加入者は月830円程度	勤労者1.0% 事業者1.0% ※国民年金加入者は月1,670円程度
財源規模	約3,400億円 (未就学児1人あたり月5,000円相当)	約1.7兆円 (未就学児1人あたり月2万5,000円相当)	約3.4兆円 (未就学児1人あたり月5万円相当)
用途例	<p>幼児教育・保育の負担軽減</p> <p>小学校入学前の子ども(約600万人)に対し、児童手当を1人当たり月5千円加算 (バウチャーもあり得る)</p> <p>待機児童ゼロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の受け皿拡大(現在の待機児童は推計約9万人) ・年収360万円以下世帯の保育料を完全無償化 等 	<p>幼児教育・保育の実質無償化</p> <p>小学校入学前の子ども(約600万人)に対し、児童手当を1人当たり月2万5千円加算 (バウチャーもあり得る)</p>	<p>幼児教育・保育の実質無償化</p> <p style="text-align: center;">+</p> <p>より踏み込んだ政策 (第一子に対する支援強化等)</p>

(自) 財政再建に関する特命委員会「骨太の方針2017に向けての意見集約」

(平成29年4月27日)〔抜粋〕(委員長：茂木敏充議員、座長：園田博之議員、事務局長：三ツ矢憲生議員)

II 歳出改革の具体策

3. 教育

(2) 家計の教育費負担の軽減(いわゆる教育無償化論)については、何を、何のために、どの範囲で実施することが適当か、議論すべき点が多い。いずれにせよ、その財源は、まずは無駄な歳出を削減することで捻出していくべきである。他の歳出分野と同様、その財源を国債に求めることは適当ではない。とりわけ教育支出の財源を国債に求めれば、親世代がその果たすべき責任から逃れ、子ども世代に強制的に負担をつけ回すことになる点を強調しておきたい。教育を所管する文部科学省が財源確保に向けた知恵を絞ることも含め、未来への投資にふさわしい次世代に対して責任のある恒久財源を検討する必要がある。

小委員会からは、「こども保険」の導入が提案されたところである。将来を見据えた真摯な提案の一つとして、「人生100年時代の制度設計特命委員会」において、制度設計に向けた議論を更に深めるべきである。

(自) 人生100年時代の制度設計特命委員会「中間とりまとめ」 (平成29年5月23日)

〔抜粋〕 ① (委員長：茂木敏充議員、事務局長：小泉進次郎議員)

2. 拡充すべき施策 ～使途をどうするのか～

(1) 幼児教育・保育の負担軽減、子育て対策の拡充等の内容

①対象となる児童の範囲

拡充する施策の対象としては、子どもを産み育てやすい環境を整える観点から、まずは、未就学児（0～5歳児及び6歳に達した日の年度末まで）を基本として、重点的に支援することが必要である。

②施策の内容

また、拡充する施策の内容としては、

- ・ 児童手当の増額による現金給付
- ・ 幼児教育・保育の負担軽減、段階的無償化の推進
- ・ 待機児童解消のための保育の受け皿拡大
- ・ 保育の質の充実（保育士の処遇改善、保育の質の充実）

などが本特命委員会において議論の対象となった。（略）

(5) 必要な財源について

①児童手当の増額

未就学児を約650万人として、児童手当を1人当たり月額5千円増額とした場合には約3,900億円程度、1人当たり月額2万5千円増額とした場合には約1兆9,500億円程度

②幼児教育・保育無償化

- ・ 0～2歳児の保育無償化には約4,400億円程度
- ・ 3～5歳児の幼児教育・保育無償化には約7,300億円程度

③保育の受け皿拡大等

平成29年度で、約8万人分の保育の受け皿拡大等への対応のため、対前年度+1,000億円程度の予算を計上。

(自) 人生100年時代の制度設計特命委員会「中間とりまとめ」(平成29年5月23日)

〔抜粋〕 ② (委員長：茂木敏充議員、事務局長：小泉進次郎議員)

3. 社会連帯による負担 ～財源をどうするのか～

(1) 税、社会保険料、拠出金、重点化・効率化

①税

(略) 消費税は10%引上げの用途は決まっているが、将来、さらに税率が引き上げられる場合には、子ども子育ての重要な財源としていくことが考えられる。

また、現在、個人所得課税の見直しが進められているが、公的年金等控除や特定扶養控除(19歳以上23歳未満)など各種控除等の見直しも含めて、様々な意見があることから、多様な視点からの検討が必要である。

②社会保険料

(略) 国民が、リスクを共有する者の社会連帯として、社会保険料という義務的な拠出を行って支え合う必要性について、どこまで共通認識を持つことができるか、ということが重要と考えられる。

③拠出金(事業主(及び個人))

ア) 事業主に対する拠出金

(略) 今後、児童手当など既存事業についての事業主拠出金の拡大や、企業主導型保育以外の幼児教育・保育への事業主拠出金の充当拡大を進めていくことも考えられる。

イ) 事業主及び個人に対する社会連帯としての拠出金

事業主だけでなく、直接・間接の受益者である個人にも、社会連帯として広く拠出金の負担をしてもらう仕組みを作れないか、という考え方もある。

④既存施策の重点化・効率化

(略) 高齢者の医療・介護の見直しを一層推し進めることにより財源を生み出して、子ども子育て支援施策に振り替える努力も必要である。

(3) 賦課・徴収の仕組み

③税として賦課・徴収する場合

また、上述の消費税、個人所得課税の見直しの他、例えば、復興特別所得税のような現行の本税に付加して課する付加税を創設することも考えられる。

(自) 教育再生実行本部「第八次提言」(平成29年5月18日)〔抜粋〕①

(本部長：櫻田義孝議員、恒久的な教育財源確保に関する特命チーム主査：馳浩議員)

5. 教育投資の対象

(1) 幼児教育

①方向性

(略) 全ての子供が質の高い幼児教育を受けられるよう、我が党の公約である幼児教育の無償化(3歳から5歳児)を加速するとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育等の質の向上(職員の配置や処遇の改善等)を着実に進める。

②所要額

・「質の向上」のために必要な額 (0.3兆円)

職員配置の改善、小学校との接続の改善等

・幼児教育の無償化に必要と試算された額 (0.7兆円)

幼児教育(幼稚園・保育所等)の保育料の無償化(3～5歳)

(注) 子ども・子育て支援新制度に基づく質の向上(職員配置の改善等)や、0～2歳の保育料の負担軽減策(0.4兆円)については、消費税見直しの議論や、こども保険の制度化の議論のなかでも検討

(2) 初等中等教育

①方向性

(略) 能力・適性・関心に応じて多様な教育の機会が開かれるよう、高等学校等就学支援金等の拡充により、授業料の実質的無償化を含む教育費負担の軽減を図ることが考えられる。

②所要額

・高等学校等就学支援金

経済状況にかかわらず全ての高校に通う生徒に全国の私立高校授業料平均額を上限として授業料を支援

(0.3兆円)

・高校生等奨学給付金

年収約590万円未満世帯まで対象を拡大し給付額を拡充

(0.2兆円)

(自) 教育再生実行本部「第八次提言」(平成29年5月18日)〔抜粋〕②

(本部長：櫻田義孝議員、恒久的な教育財源確保に関する特命チーム主査：馳浩議員)

5. 教育投資の対象

(3) 高等教育

①方向性

(略) 低所得層の進学を後押しし、所得の増加を図ることにより、格差の固定化を解消するため、授業料支援や奨学金の充実が必要である。(中略)

社会による教育費の負担を基本としつつ、個人的便益の一部を社会に還元する仕組みを検討する場合、オーストラリアのHECSが参考になる。(略)

②所要額

[低所得層の進学率の向上]

・授業料支援と奨学金の充実 (0.7兆円～)

→収入300万円未満の世帯に全額免除、300～500万円世帯に半額免除 (対象：大学、短大、高専、専門学校)

→給付型奨学金の拡充、所得連動返還型制度の有利子奨学金への適用

[中所得層も含めた負担軽減、高等教育の授業料の無償化]

・大学、大学院、短大、専門学校を対象に授業料を無償化した場合 (3.7兆円)

・国立大学の授業料相当額を大学から専門学校まで一律免除した場合 (国公立大学の授業料の無償化、私立大学の授業料負担軽減) (1.8兆円)

(自) 教育再生実行本部「第八次提言」(平成29年5月18日)〔抜粋〕③

(本部長：櫻田義孝議員、恒久的な教育財源確保に関する特命チーム主査：馳浩議員)

6. 教育財源について

(1) 税

(略) 幼児教育の無償化については、所得再分配強化の観点から、特に相続税や所得税の見直しによる財源の充当が考えられる。 (略)

義務教育は、(中略) 幼児教育段階と同様に、幅広い国民が私的便益、社会的便益の受益者であることから、消費税、相続税、所得税等の見直しによる財源の充当が候補となる。

高校教育については、(中略) 消費税、相続税、所得税のほか、資質能力の高い勤労者の供給を受ける側が財源を負担するという観点から、法人税による財源等の充当も候補となる。

また、高校教育に係る教育費負担軽減策については、所得再分配強化の観点から、特に所得税(16~18歳の扶養親族に係る扶養控除の見直し等)や相続税の見直しによる財源の充当が考えられる。

高等教育については、学び直しの機会の整備や、(中略) 高校と同様に、消費税、相続税、所得税のほか、資質能力の高い勤労者の供給を受ける側が財源を負担するという観点から、法人税による財源等の充当も候補となる。 また、高等教育に係る教育費負担軽減策については、所得再分配強化の観点から、特に所得税(18~22歳の扶養親族に係る特定扶養控除の見直し等)や相続税の見直しによる財源の充当が考えられる。

(2) 保険

党内で議論が進められている「こども保険」については、幼児教育の無償化の財源として、重要な候補となる。 (略)

(3) 国債

(略) オーストラリアの高等教育拠出金制度(HECS)の制度創設のための財源に国債が充てられており、卒業後、学生貢献分として、拠出金が納付されている。この方式を我が国に導入した場合、国債の償還財源の一部とすることが考えられる。

II. 主要分野において取り組むべき事項

1. 社会保障

(5) 子供・子育て

児童手当の所得制限については、制度の創設（昭和47年）時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏まえ、世帯全体の所得ではなく、「主たる生計者」（世帯の中で所得が最も多い者）の所得のみで判断することとされている。このため、世帯全体として所得が同一であっても、「主たる生計者」の所得水準により、児童手当の支給対象となるかどうか異なるという不公平が生じているとの指摘がある。これを世帯合算の所得で判断する仕組みとすることが考えられる。また、所得制限を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されているが、法律上の規定を踏まえつつ、廃止を含めた検討を行うことも考えられる。その上で、これらにより確保された財源については、保育の受け皿拡大等に充てるべきである。

2. 文教

(3) 教育支出の財源

教育費負担の軽減は、家計が負担している教育費を各家計にかわり社会全体で負担し、支えていくという考え方に基づくが、軽減措置を拡充する場合の財源は、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、まずは無駄な歳出を削減することで捻出していくべきである。（略）

上記のような考え方に対し「教育は投資であり外部効果が高い」、「教育は無形の人的資本形成につながる」といった主張の下、財源を積極的に国債に求めることも許容されるとの意見も見られる。

（略）公債発行対象経費は帳簿に計上できる資産を生み出すものに限って例外的に認められているものであり、教育はそのような性格のものではない。したがって、教育支出のためといっても、将来世代への負担のつけ回しに他ならず、世代間不公平を拡大するという観点で赤字国債と変わらない。

これに対し、高等教育を受ければ当人の生涯賃金が向上し、将来世代が受益者となる故に、単なる負担のつけ回しにはならないとの指摘もあるが、そうであれば、先にも述べたように、自己投資として、貸与型奨学金の活用によって対応することが適切である。（略）